

# 津島市立南小学校 学校運営協議会（コミュニティ スクール）規約

令和2年2月3日制定

<学校運営協議会の目的>

## 第1条

学校運営協議会は、津島市立南小学校（以下「学校」という）の学校運営への必要な支援について協議する機関として、津島市教育委員会（以下「教育委員会」という）の指定により教育委員会と校長の権限と責任の下、保護者、地域住民の学校運営への参画並びに協力・支援を促進する。このことにより、学校と保護者、地域住民との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童の健全育成に取り組む。また、学校や地域の課題を共有し、共通の目標、ビジョンをもって地域の未来を担う人材を育成する。

<事務局>

第2条 学校運営協議会の事務局は、津島市立南小学校（津島市常盤町4-20）に置く。

<組織>

## 第3条

学校運営協議会の委員は、20人以下とし、南小学校の運営に資する活動を行う次に掲げる者のうちから教育委員会が任命した者で構成する。

- (1) 南小学校区の地域住民
- (2) 南小学校に在籍する児童の保護者
- (3) 地域学校協働本部役員（本部長、地域コーディネーター）
- (4) 南小学校長及びその他の職員
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に定める者のほか、校長が認め、教育委員会が適当と認める者

2 前項の委員の任命について、校長は教育委員会に具申する。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、校長は速やかに新たな委員について教育委員会に具申する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

<守秘義務等>

## 第4条

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の他、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

<任期>

## 第5条

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第2条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

<報酬>

## 第6条

委員は無報酬とする。

## <会長及び副会長>

### 第7条

学校運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 会長は、学校運営協議会を代表し、会務を行う。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

## <会議>

### 第8条

学校運営協議会の会議は、会長が招集し、議事を掌る。

- 2 学校運営協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 学校運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときには、委員以外の第三者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

## <会議の公開>

### 第9条

学校運営協議会は、公開を可能とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。また、傍聴人は会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

## <学校運営に関する基本的な方針の承認>

### 第10条

校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得た上で学校運営をするものとする。

- (1) 地域の人材や組織力を生かした、地域に開かれた教育課程の編成に関すること。
- (2) 教育目標、経営方針、重点努力目標に関すること。
- (3) 学校運営協議会の組織編成及び年間計画に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行、施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

## <学校運営に関する意見の申出>

### 第11条

学校運営協議会は、学校運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

- 2 学校運営協議会は、学校の教職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に意見を述べるができる。そのときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

## <学校運営に関する評価>

### 第12条

学校運営協議会は、「学校評価アンケート」を通して学校運営の状況等について評価を行うものとする。

- 2 校長は、児童、保護者、教職員、学校運営協議会委員による学校評価のまとめ及び分析を委員に公表することとする。

## <地域住民の教育活動への参画促進及び情報提供>

### 第13条

学校運営協議会は、地域に開かれた教育課程等の実現のため、その運営に必要な支援に関する協議の結果の情報を地域住民及び保護者に積極的に提供しよう努めることとする。

## 附則

この規約は、制定の日から施行する。